

(保 91)

平成 24 年 7 月 19 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について及び
日本医師会作成「改定診療報酬点数表参考資料」の正誤について

平成 24 年度診療報酬改定関連通知等につきましては、平成 24 年 3 月 6 日付け日医
発第 1114 号（保 253）「平成 24 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付に
ついて」等により、順次ご連絡申し上げてきたところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 24 年 7 月 13 日付け「平成 24 年度診療
報酬改定関連通知の一部訂正について」が発出され、入院基本料等加算「A212 超
重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算」の取扱いが訂正されまし
たのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、本訂正通知の発出に伴い、本会作成「改定診療報酬点数表参考資料（平成 24
年 4 月 1 日実施）」につきまして、別紙のとおり正誤表を作成いたしましたので、ご確
認・ご活用ください。

<添付資料>

1. 平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
（平 24.7.13 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 改定診療報酬点数表参考資料（平成 24 年 4 月 1 日実施）《正誤表（その 6）》
（日本医師会）

事務連絡
平成24年7月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、別添1のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月5日保医発0305第1号）（別添1）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

第 1 章 基本診療料

第 2 部 入院料等

第 2 節 入院基本料等加算

A 2 1 2 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

- (1) 超重症児（者）入院診療加算、準超重症児（者）入院診療加算は、出生時、乳幼児期又は小児期等の 15 歳までに障害を受けた児（者）で、当該障害に起因して超重症児（者）又は準超重症児（者）の判定基準を満たしている児（者）に対し、算定する。

ただし、上記以外の場合であって、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を除く病棟又は病床においては、~~平成 24 年 3 月 31 日時点で 30 日以上継続して当該加算を算定している患者であって、~~重度の肢体不自由児（者）（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。）、重度の意識障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成 24 年 3 月 31 日時点で 30 日以上継続して当該加算を算定している患者に限る。）、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、(2)又は(3)の基準を満たしていれば、当面の間、~~同年 4 月 1 日以降も継続して、~~当該加算を算定できるものとする。

改定診療報酬点数表参考資料 (平成24年4月1日実施) 《正誤表(その6)》

1. 平成24年7月13日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
第1章 基本診療料		
第2部 入院料等		
88	A212 超重症児 (者)入院診療加算・準超重症児 (者)入院診療加算	<p>(1) 超重症児(者)入院診療加算、準超重症児(者)入院診療加算は、出生時、乳幼児期又は小児期等の15歳までに障害を受けた児(者)で、当該障害に起因して超重症児(者)又は準超重症児(者)の判定基準を満たしている児(者)に対し、算定する。</p> <p>ただし、上記以外の場合であって、療養病棟入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を除く病棟又は病床においては、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者であって、重度の肢体不自由児(者)(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。)、<u>脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者は除く。)</u>、<u>重度の意識障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者については、平成24年3月31日時点で30日以上継続して当該加算を算定している患者に限る。)</u>、筋ジストロフィー患者又は神経難病患者等については、(2)又は(3)の基準を満たしていれば、当面の間、同年4月1日以降も継続して、当該加算を算定できるものとする。</p>